

特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領の制定案等に対する意見

[氏名]	日本分類学会連合 代表 細矢 剛
[住所]	茨城県つくば市天久保4-1-1
[電話番号]	029-853-8973
[FAX 番号]	029-853-8401
[電子メールアドレス]	hosoya@kahaku.go.jp
[御意見]	<p>標件、日本国内の分類学関係の 25 学会（種生物学会・地衣類研究会・日本貝類学会・日本魚類学会・日本菌学会・日本蜘蛛学会・日本珪藻学会・日本原生生物学会・日本甲虫学会・日本古生物学会・日本昆虫学会・日本シダ学会・日本植物分類学会・日本進化学会・日本生物地理学会・日本蘚苔類学会・日本線虫学会・日本藻類学会・日本ダニ学会・日本地衣学会・日本動物分類学会・日本土壌動物学会・日本爬虫両棲類学会・日本プランクトン学会・日本哺乳類学会）からなる日本分類学会連合内でも意見募集を行ない、賛同のご意見を頂戴しましたので、分類学会連合として賛同いたします。ただし、以下の点につきまして、会員学会よりご意見がありましたので、特記します。</p> <p>1. 本案文では、ワシントン条約に抵触する野生生物の輸出入実績が過去 3 年間に存在することを登録機関に指定する条件にしているように見えます。「輸出入の実績がある、あるいは特定科学施設に登録されれば多くの輸出入が見込まれる」ことを条件にして欲しいと考えます。</p> <p><b>理由：</b>海外の研究機関から、日本にある植物標本庫にはワシントン条約に抵触する可能性のある植物（ラン科、シダ植物では木生シダのヘゴ類など）は決して送ってはいけないと認識されてしまっていたので、そのような実績は最近は全くなく、逆に国内からも最近の十数年間、これらの標本は海外には全く貸し出されてはいない館があります。そのため、過去 3 年間の実績を指定の条件にされてしまっは、せっかくできた登録制度をすぐには活用できません。「輸出入の実績がある、あるいは特定科学施設に登録されれば多くの輸出入が見込まれる」ことを条件にして欲しいと考えます。登録機関に指定されれば、ラン科植物などの標本の貸し出し依頼が間違いなく海外から来て、実績もすぐにはできると思います。</p> <p>2. 3 ページの管理体制および 8 ページの様式 5 について。管理体制について「ただし、標本管理責任者、標本管理担当者のいずれかが学芸員資格を有していること。」と書かれています。この文の削除をご検討ください。</p> <p><b>理由：</b>大学や農研機構では標本管理責任者と標本管理担当者のいずれもが学芸員資格を持っていないことがありうるように思いますので、この文の削除をご検討ください。</p>

また、本件については、国立科学博物館の関係者とも意見交換を行っており、以下の国立科学博物館からの意見についても連合として賛同いたします。

---

この度の「特定科学施設」登録制度の制定は、日本の博物館等研究施設を国際的なスタンダードに位置付けるもので、本案に賛成します。その上で、「特定科学施設の届出等について（案）」について、以下のような意見を持ちますので、ご検討いただきたくお願い申し上げます。

1) 1 ページ目。「・・・水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室及び環境省自然環境局野生生物課から・・・」の「及び」は「又は」に変更するべきではないかと考えます。

**理由：**本条項の趣旨は、これらの部局のいずれかから承認を得るという意味だと考えられますので、「又は」とするのが適切だと考えられます。

2) 2 ページ目。5. (2) には「3年3ヶ月」となっていますが、5～10年に延長することをご検討下さい。

**理由：**本条項の趣旨は、機関の機能を定期的にチェックするものと考えます。本制度に届け出する機関は、標本を恒久的に保存する機関と想定され、標本の管理は恒常的に行っているものと思われます。論文実績 (2 (2) の (イ))、研究資金受領実績 (2 (2) のロ) や (3 (3) の (ロ)) の準備にはかなりの時間と労力を必要とする作業です。博物館等での業務の軽減にご配慮いただきたくお願い申し上げます。

3) 5 ページ目。【様式 2】で報告すべき実績においては、輸入後の分類学的検討によって、当初誤同定であった資料が後にワシントン条約による保護の対象種であることが判明した場合、その旨記載できるようにご高配いただきたくお願い申し上げます。

**理由：**輸入時にワシントン条約による保護の対象外となっていた標本資料が、その後の検討によって条約の対象種であることが判明することが想定出来ます。そのようなケースでは、通関の記録がないと考えられます。これらの標本の報告も本様式によって行えるようにご高配いただきたく存じます。

4) 11 ページ目。7.特定科学施設包括承認の有効期限の項目、の最初の行「3年を超えない」とされていますが、5～10年に延長していただくとありがたく存じます。

**理由：**本制度における届け出の書類準備には多大な労力が必要となります。長期的な標本資料の保管に取り組む機関の労力軽減についてご高配いただきたく存じます。

5) 11 ページ目。「7.特定科学施設包括承認の更新申請手続」の第 2 段落、上から 2 行目「3年を超えない」とされていますが、5～10年に延長していただくとありがたく存じます。

**理由：**前項と同様に、再度の準備にかかる労力軽減についてご高配いただきたく存じます。

6) 16 ページ目。様式 3 の右上の文言および改行位置が不自然ですので、修正をご検討ください。

誤 In ternational	正 International
誤 Endeng ered	正 Endangered
誤 Aretcle	正 Article
誤 SCIENTIFIC MA TERIAL	正 SCIENTIFIC MATERIAL
誤 Adress	正 Address 2 箇所
誤 regstration	正 registration 2 箇所
誤 Sign	正 Signature
誤 Spieces	正 Species